

令和元年5月9日から
令和元年5月9日まで

標茶町議会
第2回臨時会会議録

於 標茶町役場 議場

令和元年標茶町議会第2回臨時会会議録目次

第 1 号（5月9日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
仮議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
選挙第 1 号 議長選挙について	3
選挙第 2 号 副議長選挙について	5
議席の指定	7
選任第 1 号 常任委員会委員の選任について	7
選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について	8
諸般報告	8
選挙第 3 号 川上郡衛生処理組合議会議員の選挙について	8
選挙第 4 号 釧路北部消防事務組合議会議員の選挙について	9
選挙第 5 号 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について	10
行政報告及び諸般報告	11
報告第 2 号 専決処分した事件の承認について	13
報告第 4 号 専決処分した事件の承認について	16
議案第 2 5 号 財産の取得について	18
議案第 2 6 号 農業用機械の取得について	19
議案第 2 7 号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について	23
日程の追加	27
議案第 2 8 号 監査委員の選任について	27
日程の追加	28
閉会中の継続調査の申出について（議会運営委員会）	28
閉議の宣告	29
閉会の宣告	29

令和元年第2回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年5月9日（木曜日） 午前10時05分開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期決定
- 第 4 選挙第1号 議長選挙について
- 第 5 選挙第2号 副議長選挙について
- 第 6 議席の指定
- 第 7 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 第 8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 第 9 選挙第3号 川上郡衛生処理組合議会議員の選挙について
- 第10 選挙第4号 釧路北部消防事務組合議会議員の選挙について
- 第11 選挙第5号 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について
- 第12 行政報告及び諸般報告
- 第13 報告第2号 専決処分した事件の承認について
- 第14 報告第3号 専決処分した事件の承認について
- 第15 議案第25号 財産の取得について
- 第16 議案第26号 農業用機械の取得について
- 第17 議案第27号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 追 加 議案第28号 監査委員の選任について
- 追 加 閉会中継続調査の申し出について

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 長尾式宮君 | 2番 類瀬光信君 |
| 3番 鴻池智子君 | 4番 松下哲也君 |
| 5番 渡邊定之君 | 6番 熊谷善行君 |
| 7番 鈴木裕美君 | 8番 菊地誠道君 |
| 9番 本多耕平君 | 10番 舘田賢治君 |
| 11番 深見迪君 | 12番 後藤勲君 |
| 13番 黒沼俊幸君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤 口彦 君
総務課長	牛崎 康人 君
企画財政課長	武山 正浩 君
税務課長	服部 重典 君
管理課長	村山 裕次 君
農林課長	長野 大介 君
住民課長	伊藤 順司 君
保健福祉課長	石塚 剛 君
建設課長	富原 稔 君
観光商工課長	多津美 悟 君
水道課長	平間 正通 君
育成牧場長	常陸 勝敏 君
病院事務長	浅野 隆生 君
やすらぎ園長	中村 義人 君
農委事務局長	相撲 浩信 君
教育長	島田 哲男 君
教委管理課長	穂刈 武人 君
指導室長	蠣崎 浩一 君
社会教育課長	伊藤 正明 君
中央公民館長	松本 修 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤 弘幸 君
議事係長	小野寺 一信 君

(臨時議長 黒沼俊幸君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 臨時議長(黒沼俊幸君) ただいまから令和元年標茶町議会第2回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時05分)

◎開議の宣告

- 臨時議長(黒沼俊幸君) 直ちに、本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

- 臨時議長(黒沼俊幸君) 日程第1。仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

- 臨時議長(黒沼俊幸君) 日程第2。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
長尾君、 類瀬君、 鴻池君
を指名いたします。

◎会期決定

- 臨時議長(黒沼俊幸君) 日程第3。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 臨時議長(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎選挙第1号

- 臨時議長(黒沼俊幸君) 日程第4。これより選挙第1号、議長選挙を行います。
選挙は、会議規則運用細則第33項の規定により、投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。
○臨時議長(黒沼俊幸君) ただいまの出席議員数は13名です。
次に、立会人を指名いたします。

立会人は会議規則第30条第2項の規定により、長尾君、渡邊君を指名いたします。
投票用紙を配付いたします。

(職員、投票用紙を配付)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 配付漏れは、ないものと認めます。
投票箱を点検いたします。

(議会議務局長、投票箱を点検)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 異常ないものと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の枠内に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ、順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(議会議務局長、議席番号、氏名を点呼。投票を行う。)

○議会議務局長（佐藤弘幸君） 1番・長尾議員、2番・類瀬議員、3番・鴻池議員、
4番・松下議員、5番・渡邊議員、6番・熊谷議員、7番・鈴木議員、8番・菊地議員、
9番・本多議員、10番・館田議員、11番・深見議員、12番・後藤議員、13番・黒沼議員は
議長席で行います。

○臨時議長（黒沼俊幸君） 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 投票もれはないものと認めます。

投票は終了いたしました。

これより開票を行います。

長尾君、渡邊君の立会を願います。

(議会議務局長及び立会人と開票)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票数13票、無効票なしであります。

有効投票のうち、菊地君11票、深見君2票。

以上のおおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、菊地君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

○臨時議長（黒沼俊幸君） ただいま議長に当選されました菊地君が議場におりますので、

会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時17分

(休憩中に、菊地誠道君議長就任挨拶)

再開 午前10時20分

○臨時議長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって、臨時議長の職務は終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時42分

(議長 菊地誠道君、議長席に着く。)

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選挙第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。これより選挙第2号、副議長選挙を行います。

選挙は、会議規則運用細則第33項の規定により、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

○議長（菊地誠道君） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第30条第2項の規定により、長尾君、渡邊君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(職員、投票用紙を配付)

○議長（菊地誠道君） 投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 配付もれはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(議会事務局長、投票箱を点検)

○議長（菊地誠道君） 異常ないものと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の枠内に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を読上げますので、順番に投票願います。

(議会事務局長、議席番号、氏名を点呼。投票を行う。)

○議会事務局長(佐藤弘幸君) 1番・長尾議員、2番・類瀬議員、3番・鴻池議員、4番・松下議員、5番・渡邊議員、6番・熊谷議員、7番・鈴木議員、9番・本多議員、10番・館田議員、11番・深見議員、12番・後藤議員、13番・黒沼議員、8番・菊地議長は議長席で行います。

○議長(菊地誠道君) 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 投票もれはないものと認めます。

投票は終了いたしました。

これより開票を行います。

長尾君、渡邊君の立会を願います。

(議会事務局長及び立会人と開票)

○議会事務局長(佐藤弘幸君) 開票を行います。

○議長(菊地誠道君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票数13票、無効票なしであります。

有効投票のうち、後藤君7票、熊谷君6票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、後藤君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

○議長(菊地誠道君) ただいま副議長に当選されました後藤君が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時53分

(休憩中に、後藤君副議長就任挨拶)

再開 午前11時17分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議席の指定

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

1番・渡邊君、2番・類瀬君、3番・長尾君、4番・松下君、5番・熊谷君、6番・鈴木君、7番・館田君、8番・深見君、9番・本多君、10番・黒沼君、11番・鴻池君、12番・後藤君、13番・菊地です。

ただいま申し上げたとおり議席を指定いたしましたので、それぞれ指定された議席にお着きください。

休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選任第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。選任第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、総務経済委員会委員に1番・渡邊君、3番・長尾君、4番・松下君、5番・熊谷君、7番・館田君、8番・深見君、13番・菊地であります。

厚生文教委員会委員に、2番・類瀬君、6番・鈴木君、9番・本多君、10番・黒沼君、11番・鴻池君、12番・後藤君であります。

以上のとおり指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午後 1時17分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選任第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。選任第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番・渡邊君、2番・類瀬君、3番・長尾君、4番・松下君、9番・本多君、10番・黒沼君、12番・後藤君、以上のとおり指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時32分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（菊地誠道君） この際、議長から諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会及び議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

総務経済委員会委員長には長尾君、副委員長には渡邊君。厚生文教委員会委員長には黒沼君、副委員長には類瀬君。議会運営委員会委員長には本多君、副委員長には松下君。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般報告を終わります。

◎選挙第3号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。選挙第3号、川上郡衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

本件については、川上郡衛生処理組規約第5条第2項の規定により、組合議会議員5名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしました

いと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

川上郡衛生処理組合議会議員に1番・渡邊君、4番・松下君、6番・鈴木君、8番・深見君、11番・鴻池君。

以上5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の諸君を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました1番・渡邊君、4番・松下君、6番・鈴木君、8番・深見君、11番・鴻池君が川上郡衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま川上郡衛生処理組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、選挙第3号を終了いたします。

◎選挙第4号

○議長(菊地誠道君) 日程第10。選挙第4号、釧路北部消防事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、釧路北部消防事務組合議会規約第5条第2項の規定により、組合議会議員3名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

釧路北部消防事務組合議会議員については、3番・長尾君、5番・熊谷君、10番・黒沼君。

以上3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました3名の諸君を当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3番・長尾君、5番・熊谷君、10番・黒沼君が釧路北部消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま釧路北部消防事務組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、選挙第4号を終了いたします。

◎選挙第5号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。選挙第5号、釧路公立大学事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、釧路公立大学事務組合規約第5条第2号及び第6条第1項の規定により、組合議会議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

釧路公立大学事務組合議会議員については、2番・類瀬君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました2番・類瀬君を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、釧路公立大学事務組合議会議員に2番・類瀬君が当選されました。

ただいま釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました2番・類瀬君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、選挙第5号を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第12。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせて行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤口彦君)(登壇) 第2回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、去る4月21日執行の標茶町議会議員選挙において、新たな町議会議員が決定したことに伴い、議会構成の諸手続きが必要であることとあわせて、先に専決処分をいたしました「標茶町税条例等の一部改正」及び「標茶町国民健康保険税条例の一部改正」について、ご報告申し上げ、その承認をいただきたくとともに、財産の取得等の議案3件についてご審議とその議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第1回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付

のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の2点について補足いたします。

まず1点目は、くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」の休業についてであります。

くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」の休館について、ご報告申し上げます。

「憩の家かや沼」は、株式会社標茶町観光開発公社を指定管理者として運営してまいりましたが、公社の経営が悪化し、運転資金の調達が困難となったことから、去る3月22日をもって憩の家かや沼の営業を休止したいという申し入れが町になされました。その後も引き続き、打開策を検討しましたが有効な手立てがなく、3月28日に釧路地方裁判所に破産の申し立てを行い、同日受理されたとのことであります。

町としては、3月28日に、標茶町観光開発公社から、破産手続きが開始されたことによる指定管理の返上申出があったことから、指定管理者の指定を取り消し、同時に「憩の家かや沼」は休館とさせていただいております。

今後においては、現在進められている債権債務の整理と合わせ、6月までは破産管財人が施設を管理することになっており、当面施設の休館は続きます。しかしながら、町民をはじめとする多くの方々の再開要望の声が寄せられており、可能な限り早期の再開を目指し、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます

続いて2点目は、標茶町と一般社団法人日本自動車連盟との観光協定の締結についてであります。

去る、4月22日に標茶町と一般社団法人日本自動車連盟、通称、「J A F」と呼ばれていますが、そのJ A Fとの間で「観光協定」を締結しましたので、ご報告いたします。

今回の協定締結の経緯としまして、J A Fでは現在1,948万人の会員に対し、安全と安心の支えとなるサービスを提供するとともに、交通の安全と環境のための事業活動を推進し、健全なる車社会の発展に貢献しているほか、観光誘致や特産品販売などの地域振興にも積極的に取り組まれているところであり、こうした中、標茶町とJ A Fが連携することで、ドライブ旅行による地域振興とJ A F会員サービスの拡充に繋がる旨のご提案をいただき、観光協定の締結に至りました。

今後は、J A FのW e bサイト「ご当地情報J A Fナビ」に本町の観光情報ページが開設され、おすすめドライブコースの紹介や観光スポット、イベント、グルメ情報などが情報発信されるほか、会員向けに発行されるJ A F機関誌「J A F M a t e」に年1回程度、観光P R記事が掲載されることとなります。

本協定により、標茶町が有するさまざまな観光資源や食の魅力を積極的に発信していきたい、観光振興に活用していきたいと考えております。

以上で、本臨時会の招集理由ならびに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

9番・本多君。

○9番（本多耕平君） ただいま2番目のJ A Fとの締結というのは先般、新聞にも出ておりましたけれども、町長の説明の中でJ A Fの中での情報発信等々を利用しながら本町の観光振興云々というお話がいろいろございました。特に総論ではいいのですが、具体的にどのような計画をもっているのか、さらにこれについての予算等々については、まったく予算は伴わないのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） 具体的な事案ですので私のほうからお答えさせていただきます。

ただいまご質問のありました、今後の具体的ななという部分でございますけれども、まずはJ A Fの会報誌につきましては6月号の記事のところでは本町の観光P R記事が載せられる予定になってございます。またW e bサイトのJ A Fナビについては今後、事務局のほうで作りこみをして本町の観光施設等情報が掲載されるという予定になってございます。

それと予算の関係でございますけれども、令和元年度の当初予算のほうでW e bサイトの使用料として年間6,000円という予算を計上しているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ次に議長からの諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第13。報告第2号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君）（登壇） 報告第2号の内容についてご説明いたします。

この度の町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、令和元年度分課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、平成31年3月31日付けで専決処分したものです。

改正内容につきましては、住宅ローン税額控除の適用期間の延長、軽自動車税のグリーン化特例の見直しなどです。

また、この改正に合わせ条文中の字句の修正もあわせて行っております。

報告第2号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をもとめるものです。

次ページをご覧ください。

専決処分書（写）

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するものです。

次ページをお開きください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

新たに追加するもの、大きな改正のある条文につきましては、改正文もあわせご説明いたします。

議案説明資料報告第2号資料①、1ページをお開きください。左側から行きます。

区分、町民税、改正項目1番、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除で、条項は附則第7条の3の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、消費税率の引上げに伴う対策の一つとして、住宅ローン控除が3年間延長され、その延長期間（11年目から13年目）においても所得税額から控除しきれない額は、個人住民税から控除できるよう改正するものです。

また、個人住民税における税額控除の適用について、納税通知書が送達される時まで提出する申告書に税額控除に関する事項の記載があること等の要件が不要とされたことによる規定の削除となります。

施行につきましては、平成31年4月1日。適用は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。

次に、区分、固定資産税、改正項目2番、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合で、条項は附則第10条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、固定資産税等の課税標準の特例措置の創設等による規定の整備及び特例割合の見直しとなります。

施行につきましては、平成31年4月1日。適用は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものです。

次に、改正項目3番、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、条項は附則第10条の3、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税額の減額措置の創設に伴う規定の追加及び整理となります。

議案の4ページをお開きください。

中段の上から9段目、第6項となります。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称及び個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名または名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

議案説明資料1ページにお戻りください。

施行につきましては、改正項目2番に同じであります。

次に、区分、軽自動車税、改正項目4番、軽自動車税の税率の特例で、条項は附則第16条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、軽自動車税のグリーン化特例について、3段階に分けて改正するもので、今回の改正は、第1項で重課を平成31年度に限定するとともに、平成29年度分の軽課に関する規定を削除するものです。

施行につきましては、平成31年4月1日。適用は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるものです。

次ページにまいります。

次に、改正項目5番、軽自動車税の賦課徴収の特例で、条項は附則第16条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、前項の改正に伴う規定の整理となります。

施行につきましては、改正項目4番に同じとなります。

次に、区分、固定資産税、改正項目6番、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等で、条項は附則第19条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、内容については、以下記載のとおりとなります。

施行につきましては、改正項目2番に同じとなります。

議案の6ページをお開きください。

中段の附則でございますが、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第2号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第2号は承認されました。

◎報告第3号

○議長(菊地誠道君) 日程第14。報告第3号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

税務課長・服部君。

○税務課長(服部重典君)(登壇) 報告第3号の内容についてご説明いたします。

この度の国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、令和元年度分課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、平成31年3月31日付で専決処分したものであります。

改正内容につきましては、基礎課税額の限度額の改正、軽減措置に係る5割及び2割の軽減判定所得の算定に用いる加算額の変更であります。

なお、本件につきましては、4月23日開催の標茶町国民健康保険運営協議会において報告し、承認をいただいておりますことを申し添えます。

報告第3号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページをお開きください。

専決処分書(写)

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するものです。

次ページをご覧ください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例(平成11年標茶町条例第33号)の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料の報告第3号資料①、11ページをお開きください。

改正項目1番、課税額で、条項は条例第2条第2項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、課税限度額を引き上げるもので、58万円を61万円とするものです。

施行は平成31年4月1日、適用は平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。

改正項目2番、国民健康保険税の減額で、条項は条例第23条、同条第2号及び第3号、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1番、第2条において限度額の改正がありましたので、減額後の限度額についても58万円を61万円に改めるものです。また、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法が改められ、5割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27万5,000円から28万円に引き上げ、2割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を50万円から51万円に引き上げるものです。

施行及び適用は、改正項目1番と同じであります。

議案の9ページをお開きください。

下段の附則でございますが、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第3号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時05分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） ただいまの報告第3号の説明に一部誤りがありましたので訂正させていただきます。

本件につきましては4月23日開催の標茶町国民健康保険運営協議会において承認をいただいたと報告いたしましたが、正式には標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会でありました。大変申し訳ありませんでした。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第3号は承認されました。

◎議案第25号

○議長(菊地誠道君) 日程第15。議案第25号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・牛崎君。

○総務課長(牛崎康人君)(登壇) 議案第25号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、今年度、当初予算で債務負担の議決をいただいているところでございますが、職員が利用するパソコンのオフィスソフトに入れ替えの必要が生じたことから、備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用して導入しようとするものです。

なお、別冊の議案説明資料14ページに詳細を記載しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第25号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるというものです。

財産の種類、数量につきましては、Microsoft Open Government Office Professional Plus 2019、数量が250ライセンスであります。

取得の目的はオフィスソフトの更新。取得予定金額は1,700万7,502円。取得の相手方は、住所、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内。氏名、北海道市町村備荒資金組合組合長 菊谷秀吉であります。

以上で、議案第25号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

5番・熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 今の件ですけれども、これを見るとライセンスと書いてありますが、ソフトそのものの購入ではなく利用権という意味ですか。それが財産になるのかどうかあわせてお聞きします。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

ライセンスという名称なのですけれどもソフトの入れ替えであります。

財産の区分なのですが、厳密にいうと動産か不動産かという、そこに当てはまるのかというそういう議論も生じてくる場所なのですけれども、備荒資金組合を活用して行う事業ということもありまして、今回の財産の取得または処分に関する条例を適用して議決を求めるといふものでありますのでご理解いただきと思います。

○議長（菊地誠道君） 5番・熊谷君。

○5番（熊谷善行君） ソフトということで了解しますけれども、これ金額的にみると相当金額が高いので、ソフトのPCへの入れ替え等は全部、町なら町でやるということですか。逆に備荒資金組合の担当者が来て全て設定もやるのか、そういうのも含まれているのかお聞きいたします。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） 事業の仕組みで申し上げますと、取得の相手方は備荒資金組合でありますけれども、業者選定それから入札等については町のほうで行いまして、導入したものについても独自で行う予定であります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第25号は原案可決されました。

◎議案第26号

○議長（菊地誠道君） 日程第16。議案第26号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君）（登壇） 議案第26号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、現在、育成牧場では農耕用トラクターを13台所有し、管理使用しておりますが、取得後30年以上経過のものが4台、20年以上経過のものが2台、10年以上経過のものが6台、10年未満が1台となっております。なかでも30年以上経過の4台のうち3台はキャビンなし。また経年劣化等により摩耗・消耗も顕著であり使用できる作業が限定されております。これらの状況も考えた上で、さらには近年の作業機の大型化、当牧場の起伏にとんだ地形の作業にも対応できるよう、高出力仕様のトラクター1台を新規に取得し、農作業の効率化を図るものであります。

以下、内容について説明資料とあわせてご説明いたします。

議案11ページ、説明資料は15ページになります。

議案第26号 農業用機械の取得について

町は、下記の農業用機械を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

- 1 農業用機械の名称及び数量 トラクター 1台
- 2 企画及び型式 4輪駆動無段変速式 定格出力200馬力 型式T7.245AC4B-F2R
- 3 取得予定価格 1,856万5,200円
- 4 取得の相手方 住所 札幌市中央区北1条西13丁目4番地。氏名は日本ニューホランド株式会社 代表取締役 芝本政明

資料の説明ですが、説明資料15ページ、入札執行日は平成31年4月12日です。

入札の参加業者は、日本ニューホランド株式会社、ヤンマーアグリジャパン株式会社、株式会社キセキ北海道の3社で1回で落札となりました。

納入期限は令和元年9月30日としております。予定価格2,332万8,000円に対し、落札率79.58%となりました。

以上で、議案第26号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・松下君。

○4番（松下哲也君） 入札に関しましてちょっとお聞きしたいのですが、参加事業者が3社あったということで、標茶にまだまだ多くの販売会社があるわけなんですけど、そういう販売会社は参加しなかったということで理解していいですか。それとも3社に指名しての入札をしたのかそこらへんをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

町内に6社の農機具メーカーさんございます。そのうち1社については、今回うちで仕様した仕様を提示したものに合致する機械がまず所有していないということで、参加見合わせ、それからもう2社あるのですが、1社は町の物品登録のほうに登録をされておられません。それで指名できませんでした。それからもう1社、4社指名をしてご案内させていただきましたが、そのうち1社は辞退をしております。最終的に3社となっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） まず予定価格の関係ですけれども、この予定価格の算出基準はなんであったのか、さらに今松下議員が質問された6社あるけれども最終的には3社であったという中に、1社は希望する機械がなかったのでそれは辞退したということであります。その点、どういうものを希望していたのかということであります。それが2点目。もう1点、作業機の大型化、作業機の効率化というお話をさっきなさいましたけれども、この200馬力のトラクターでもってどのような作業効率を求めているのか、さらにはそれに対するどのような作業機をもっているのか、それらについてお聞きしたと思います。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 3点ほどのご質問かと思いますが、まず予定価格の算出でございますが、事前に該当する農機具メーカーさんの方からこちらで決めました仕様書に基づいた中での参考として見積書をいただいております。その中で一番金額の低かった価格を予定価格とさせていただきます。

それから6社の中でどのような仕様を提示したかというご質問だったかと思いますが、こちらとして仕様の中でうたったのは、エンジンで定格出力195馬力以上のもの、それから走行速度は35キロ以下、それから装備としてフロントのPTO付、リンケージ付、ウエイト付、枕地旋回と言いまして、これは農業者の方はわかるかもしれないのですが、例えばモアで刈り取るときに旋回をするのが自動的にPTOの速度とかそういうものが制御される機能が搭載されていること。それから油圧システムについては、クローズドセンシングと言いまして、これも自動的に油圧の調整ができるというもの。モニター、それからエアコン、モニターについては近年モニターで作業機の操作ができるということで、ISOBUSという対応機のモニターを装備していること。エアコンについてはオートエアコン。車体についてはキャビンでサスペンションシートを装備しているという中での仕様、当然新品であるという指定をしております。そういう中で1社についてはそれらを満足する機能が持っていないので辞退をするという状況でありました。

それから作業機の効率化をどのようにするかというご質問でありましたが、新年度予算でモアの予算もあげさせていただいて承認をいただいております。それについては、フロン

トそれからリアはバタフライ式という、1台で3点のモアが装備するものです。それらを動かすに当たって、先ほど議案の説明の中でも言った当牧場の起伏にとんだ地形もありますので、その中ではこの程度の出力を有するトラクターが必要だろうということでの仕様でございます。

それから今まで、代表的なところでいうとモアについては集中的に動かす場合についてはトラクター3台、それからモアも3台ということで、オペレーターもそれぞれ必要になります。ですからトラクター3台、人数も3人必要ということで今言った新年度予算で今回モアを購入するのですが、それについては1台のトラクター、1人のオペレーターで済むという中で、それに追っかけて例えばテッターとかレーキとか他の作業にも入っていきえるという部分で作業の効率化も図れるのではないかということのご提案でございます。

機械については当然いろいろと所有しているのですが、ここで申し上げるには相当の数が作業機はございます。

○議長（菊地誠道君） 9番・本多君。

○9番（本多耕平君） いまのお答えで非常に効率化を求めた、あるいはまた現在の作業体制にあったということでの専決だと理解しますけど。私1番気になったことは、まあ総括みたいになってしまいますけれども、31年度の予算でバタフライモアのをしていたということになれば、なんで新年度予算の中で一緒にトラクターを出さないで専決で今回処分することになったのか……

（「議案だよ」の声あり）

○9番（本多耕平君） ごめんなさい、失礼しました。

新年度予算の中でトラクターも一緒に、このような高額な機械でありますから。ださなかったか。新年度予算でみたやつと今回はみなかったことをお答えいただきたい。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時26分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 指名競争入札参加業者3社、1社については物品登録がない、1社については要件を満たさない、これは多分定格馬力が不足だという理由だったと思います。もう1社に関しては納期が間に合わないということを伺っておりますが、9月30日の納期というのは、牧場の作業でいうと一通り収穫作業を終了している時期なのですけれども、もう少し余裕をもった納期を設定してもよかったのではないかと思うのですが、9月

30日となった理由を教えてくださいと思います。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

事前にですね、納期のほうは入札をしてからどのくらいの期間が必要ですかという業者さんとの打ち合わせもさせていただいています。その中で最長でも6カ月いただければなんとかなるというお話もいただきました。

その中で入札日が4月12日ですから6カ月となると9月30日を越えてしまうのですが、9月30日という指定の中では問題ないだろうということでの設定をしたところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号は原案可決されました。

◎議案第27号

○議長（菊地誠道君） 日程第17。議案第27号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君）（登壇） 議案第27号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

この度の町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成31年3月29日に、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、原則として令和元年6月1日から施行されることとなるため、町税条例の改正を行う必要があります、本案を提出するものです。

改正内容につきましては、ふるさと納税制度の見直しによる規定の整理及び環境性能割の導入に伴い、減免、非課税及び課税免除の取扱いを改正するものです。

また、この改正に合わせ条文中の字句の修正もあわせて行っております。

議案第27号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページをご覧ください。

標茶町税条例等の一部を改正する条例

(標茶町税条例の一部改正)

第1条 標茶町税条例(昭和25年標茶町条例第65号)の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては別冊の議案説明資料によりご説明いたします。新たに追加するもの、大きな改正のある条文につきましては改正文もあわせてご説明いたします。

議案説明資料の16ページ、議案第27号資料①をお開きください。

区分、町民税、改正項目1番、寄附金税額控除で、関係条項は条例第33条の7第1項及び第2項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、ふるさと納税制度の見直しにより、国が定める基準に適合する市町村等のみが特例控除の対象とされたもので、新たに設けられた基準については、

(1) 寄附金の募集を適正に実施する市町村等

(2) 返礼品を送付する場合は以下のいずれも満たす市町村等

①返礼品の返礼割合を3割以下とすること

②返礼品を地場産品とすることなどであります。

改正内容につきましては、以下記載のとおりとなります。

施行につきましては、令和元年6月1日、適用につきましては、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。

ただし、令和2年度分の個人の町民税に限り「特例控除対象寄附金」を「特例控除対象寄附金または同条第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)」とするものです。

次に、改正項目2番、寄附金税額控除における特例控除額の特例で、条項は附則第7条の4、改正内容は、改正項目1番に同じく、ふるさと納税制度の見直しによる規定の整理となります。

施行につきましては、令和元年6月1日、適用につきましては、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。

改正項目3番、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等で、条項は附則第9条、改正内容は、改正項目1番に同じく、ふるさと納税制度の見直しによる規定の整理となります。

改正内容については、以下記載のとおりとなります。

施行につきましては、令和元年6月1日、適用につきましては、新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例によるものです。

17ページに移ります。

次に、改正項目4番は改正項目3番に同じで、条項は附則第9条の2、改正内容は、改正項目1番に同じく、ふるさと納税制度の見直しによる規定の整理となります。

施行につきましては、令和元年6月1日、適用につきましては、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。

ただし、令和2年度分の個人の町民税に限り「特例控除対象寄附金」を「特例控除対象寄附金または法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）」とし、「送付」を「送付または標茶町税条例の一部を改正する条例（令和元年条例第〇号）附則第2項第2号の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の標茶町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付」とする。

議案の14ページをお開きください。

1行目になります。

（標茶町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 標茶町税条例等の一部を改正する条例（平成28年標茶町条例第18号）の一部を次のように改正する。

議案説明資料の18ページにお戻りください。

区分、軽自動車税、改正項目5番、軽自動車税の環境性能割の減免の特例で、条項は附則第15条の3、改正内容は、10月1日から自動車取得税の廃止に伴い、自動車税環境性能割（道税）、軽自動車税環境性能割（町税）が課税されることとなり、軽自動車税環境性能割の賦課徴収については、当分の間、北海道が行うこととなるため、軽自動車税環境性能割の非課税及び減免の取扱いを、自動車税環境性能割と同様の取扱いに改正するものであります。

議案の14ページをお開きください。中段の上から10段目になります。

（軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例）

第15条の3 当分の間、軽自動車税の環境性能割において、地方税法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第80条の2の規定にかかわらず、北海道が同法第

148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車とする。

2 前項の規定に該当する三輪以上の軽自動車に対して、同法第445条第2項の規定を受けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。

議案説明資料の18ページにお戻りください。

施行につきましては、令和元年10月1日、適用につきましては、新条例附則第15条の3及び附則第15条の4の規定は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車の環境性能割について適用するものであります。

議案の14ページにお戻りください。

下段の附則でございますが、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第27号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま、町長から急施事件として、議案第28号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議案第28号

○議長（菊地誠道君） 議案第28号を議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので7番・館田君の退席を求めます。

（7番・館田君、退席する。）

○議長（菊地誠道君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

（6番・松下君、9番・鈴木君退席）

○町長（佐藤口彦君）（登壇） 議案第28号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、議会議員から選出する監査委員の選任についてであります。

追加議案の17ページをお開きください。

議案第28号 監査委員の選任について

標茶町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定によって、議会の同意を求めるものであります。

住所は川上郡標茶町麻生8丁目40番地、氏名は館田賢治さん。生年月日は昭和19年4月11日であります。町の適正な行政事務の執行にお力添えをいただきたく、皆さまにご同意方お願いを申し上げます。

以上で、議案第28号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決をいたします。

採決は起立により行います。

本案について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案同意されました。

休憩いたします。

(6番・松下君、9番・鈴木君着席)

休憩 午後 2時52分

(7番・舘田君着席する)

再開 午後 2時55分

◎日程の追加

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

先ほど設置されました議会運営委員会委員長から閉会中継続調査の申し出がありました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、閉会中継続調査の申し出を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(菊地誠道君) 閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和元年標茶町議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午後 2時57分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

臨 時 議 長 黒 沼 俊 幸

署名議員 3 番 長 尾 式 宮

署名議員 2 番 類 瀬 光 信

署名議員 1 1 番 鴻 池 智 子